

第9項 まちの美化を進める

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや落書行為を防止し、地域の環境美化の促進を図るため、「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を平成9年に施行しました。

また、喫煙マナーや受動喫煙などのたばこ問題への関心が高まる中で、区民から歩行喫煙やたばこのポイ捨てなどの迷惑な喫煙行為に対する意見が数多く寄せられるようになりました。そこで、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るため、平成21年10月、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定し、平成22年4月に施行しました。

区は、まちの美化を進める両条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、さまざまな普及・啓発キャンペーンを行っています。特に、歩行喫煙など迷惑な喫煙行為については、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンやマナーアップ指導員による注意指導等の事業を実施しています。

また、まちの美化を進めるために落書対策、あき地の適正管理のほか、昨今増加している空き家等の対策にも取り組んでいます。

1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者に対して支援を行っており、新たに活動に参加したい区民や事業者に対しても、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

区民、事業者、区がそれぞれの役割を認識し、協働を進めていくことで、安全で安心な「美しいまち ねりま」の実現を目指していきます。

(1) 区内一斉清掃

町会・自治会等で構成される練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域のまち美化と清掃・リサイクル活動を推進しています。

平成29年度は、5月28日および11月26日に、町会・自治会等が中心となって地域の清掃を行いました。

また、区内一斉清掃の取組状況を把握し、今後の事業の参考とするため、町会・自治会等に対してアンケート調査を行いました。その結果によると5月は111団体4,421人、11月は172団体6,949人が活動に参加しました。

(2) 環境清掃推進連絡会との協働

区内には過去に、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルの分野に分かれた3つの住民組織「びん・缶街区路線回収連絡会」、「清掃協力会」、「環境美化推進地区連絡協議会」がありました。地域のまち美化および清掃・リサイクルについて区民と共に行動し、更なる発展を目指すために、平成15年7月にこれらの組織を統

合し、これまでの組織に参加していなかった町会・自治会にも参加を呼びかけ、環境清掃推進連絡会が発足しました。

平成 29 年度は、区内一斉清掃事業のほか、JAXA 地球観測センター、赤城フーズ株式会社への施設見学会や、柴崎堯講師による講演会「ごみと向き合う私たち」の開催など、さまざまな普及・啓発事業を環境清掃推進連絡会と区との協働で実施しました。

(3) 町会・自治会等への支援

ア 環境美化推進地区

地域の環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる町会・自治会等の地域を「環境美化推進地区」に指定しています。指定地域は、町会・自治会等の活動地域や駅前など人通りが多い所です。区は、環境美化推進地区に指定された地域の町会・自治会に対して清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成 29 年度末現在、指定している環境美化推進地区は、つぎの 40 団体の活動地域です。

小竹町会	栄町町会	羽沢町会	豊玉第一町会
練馬区豊玉第三町会	中村西町会	桜台一丁目町会	桜台親和町会
桜台自治会	練馬中央自治会	練馬一丁目原町睦会	練馬区向山町会
仲一自治会	仲二町会	仲町五丁目町会	氷川台ひばりが丘睦会
平和台一丁目町会	早宮一丁目自治会	早宮 3・4 丁目町会	光が丘地区 連合協議会
いちょう通り東 第一団地管理組合	光が丘第一自治会	富士見台町会	南田中団地 第 1 自治会
南田中団地 第二自治会	南田中団地 第三自治会	南田中団地 第四自治会	石神井町 2 丁目第 3 ア パートさんろく自治会
石神井ハイツ自治会	都営上石神井団地 自治会	石神井小関町会	下石神井千川町会
区営上石神井一丁目 第二アパート自治会	石神井会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会
橋戸町会	練馬区北園町会	大泉学園緑町会	関町北三丁目町会

イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、登録した団体に対して清掃用具を提供しています。平成 29 年度は 137 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清

掃活動が行われました。

ウ ボランティア駅前清掃事業

平成 11 年度から 16 年度まで実施していた区内および隣接の 20 駅周辺の駅前清掃委託事業は、ポイ捨て防止の普及啓発にも効果があり、駅前地区の住民等に事業の周知度が増すなど、一定の成果をあげてきました。その後、地元住民の「我がまち」意識に基づく自主的自発的清掃活動を促進するために、新事業として、平成 17 年度から、地元の商店会や町会・自治会、ボランティア団体の協力を得て、ボランティア清掃組織を立ち上げ、区は協力団体に対し、傷害保険の加入や清掃用具の提供などの支援をしています。

平成 29 年度末現在、15 駅で 36 団体が登録しており、ボランティア清掃を実施しました。

(4) 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の禁止を呼び掛け、安全で快適な歩行空間を確保するために、区内の駅において「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」(平成 22 年 4 月施行)の周知キャンペーンを行いました。啓発用ティッシュペーパーや携帯用吸い殻入れの配布を行い、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。



キャンペーンの様子

(5) マナーアップ指導員による巡回活動

平成 21 年 12 月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回指導を開始しました。区内の駅など 23 駅において、駅周辺を巡回し、歩行喫煙・たばこのポイ捨てを行う者に対し「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知と注意・指導を行っています。

(6) 路面表示シートの貼付

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。平成 29 年度末現在、貼付箇所は約 1,500 か所です。



路面表示シート

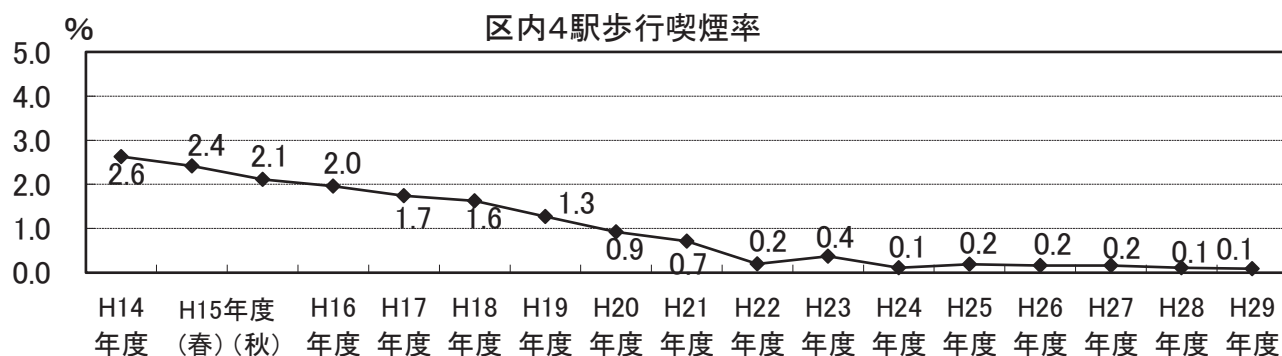
(7) 喫煙所の設置

区は、平成 19 年 12 月に歩行喫煙・たばこのポイ捨てが多い練馬駅周辺 3 か所に喫煙所を設置しました。その後、平成 22 年 4 月に施行した「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅

周辺に喫煙所を設置しています。平成 29 年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅の 5 駅 8 か所に喫煙所を設置しています。

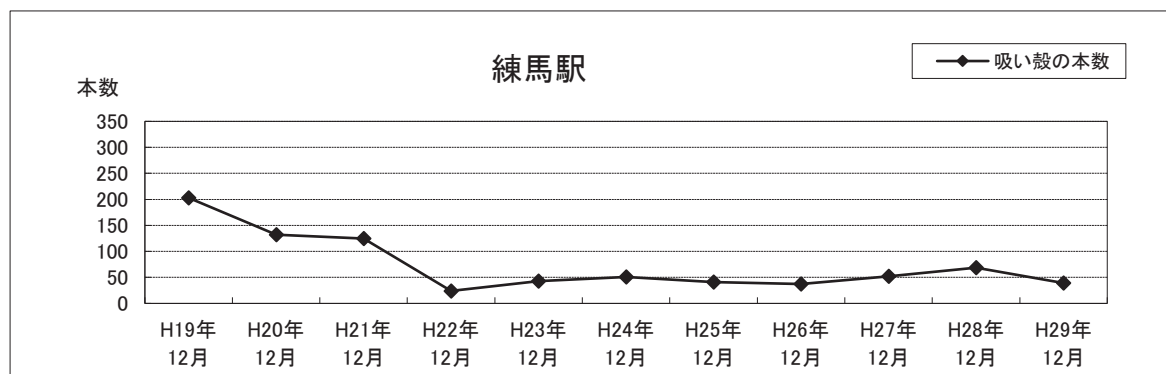
(8) 歩行喫煙率調査

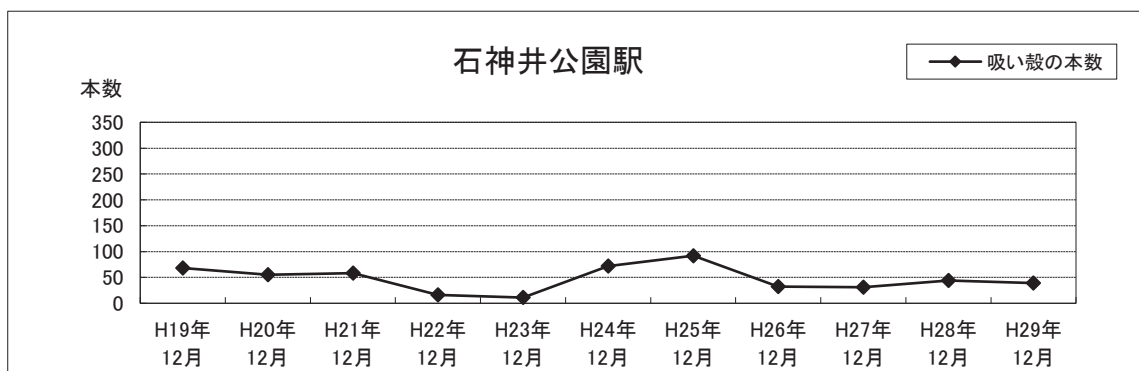
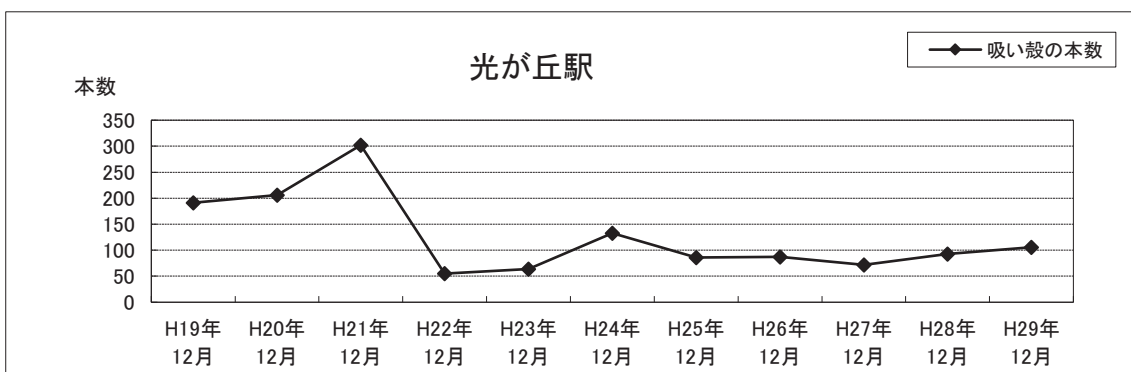
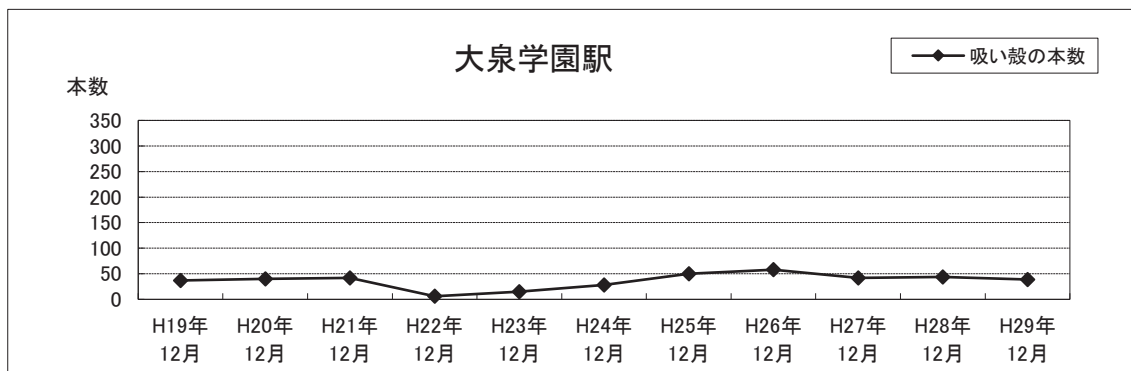
区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、職員等の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しました。この調査は平成 14 年度から年 1 回(平成 15 年度は春・秋の 2 回)実施しています。



(9) ポイ捨て実態調査

区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺 3 か所で平日朝 9 時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を集めた本数を計数しています。





(10) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。

平成 29 年度は 10 件、10 か所、36.15 m²除去しました。

(11) あき地の管理の適正化

区は、あき地の管理の適正化を図るため、「あき地の管理の適正化に関する条例」を制定し、昭和 45 年 10 月に施行しました。あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、本条例に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、適正管理を行うよう指導や勧告を行っています。

(12) 空き家等対策の推進

平成 27 年 5 月 26 日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」が全面施行されました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望等が多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等による管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

そこで、平成 27 年度に住居系建物の実態調査を実施し、区内には、特に老朽化が進んでいる 211 棟を含む空き家が 1,507 棟、いわゆる「ごみ屋敷」が 30 棟あることが判明しました。この実態調査の結果をもとに、空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」を対象とした「空き家等対策計画」を平成 29 年 2 月に策定するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、平成 29 年 10 月に全面施行しました。条例制定後、練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を開催するなど、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

また、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と活用希望団体等とをマッチングする事業や、所有者向け空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。

2 カラス対策

カラスは繁殖のために 3 月頃から巣をつくり、卵を産みます。6～7 月にヒナが巣立ちをするまで、親カラスはヒナを守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親カラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可を得て、その原因となる巣の撤去と、巣立ちできずに落下してしまったヒナの捕獲を行っています。平成 29 年度の巣の撤去は 18 巣、落下ヒナの捕獲は 7 羽でした。

また、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、防鳥ネットを利用する、日傘や帽子を利用するなど、日常生活でのちょっとした心配りで実行できることについての周知を行っています。